

令和 3 年 9 月 1 日

各 部 (局) 長

新宿区副区長

寺 田 好 孝

鈴 木 昭 利

(公 印 省 略)

令和 4 年度予算の見積りについて (依命通達)

新型コロナウイルス感染症 (以下、「感染症」という) 収束の見通しが未だ立たず、自粛生活の長期化とこれに伴う消費の低迷が区民生活や地域経済に大きな影響を与えている。こうした中、令和 2 年度は、感染拡大防止を図るとともに、補正予算編成を通じ、基金の取り崩しや特例的な特別区債の発行等によって景気後退による一般財源収入の減少に的確に対応し、区民生活や地域経済を支える対策を講じてきた。今後とも、ワクチン接種をはじめ的確な感染拡大防止対策等により、安全で安心な区民生活を一日も早く取り戻すことが、区の最重要課題となっている。

令和 2 年度決算は、実質単年度収支が 8 年連続の黒字となったものの、6 年ぶりに財政調整基金を取り崩すこととなった。区税収入は一定のレベルを保ったが、特別区交付金の大幅な減収などにより、経常収支比率が 8 4 . 0 % と 2 . 5 ポイント悪化し、財政の硬直化がさらに進んだ。こうした傾向は、今年度においても改善される見込みはなく、厳しい財政運営が想定される。

第二次実行計画の 2 年目にあたる令和 4 年度においては、引き続き感染状況の変化や感染症が区民生活にもたらす影響に柔軟に対応するとともに、「新たな日常」の定着を図らなければならない。そのうえで、コロナ禍を機とする生活様式や働き方の変化、また、昨今の環境問題への意識の高まりなどの地域社会の変革を踏まえるとともに、感染症収束後も見据え、高齢者や子育て世代への支援など誰もが安心して住み続けられる環境の整備、災害に強い安全で安心なまちの実現、魅力あふれる賑わい都市の創造と地域の特性を活かしたまちづくりに向けて、具体的な事業構築

を目指していくことが求められている。

このような現状認識のもと、感染症対策については引き続き国・都の動向を踏まえ、コロナ禍の局面変化に応じて機動的に対応していく。一方で、すべての事務事業について、その実績や効果を有効性・効率性の観点から徹底的に検証するとともに、デジタル化や公民連携の推進、公共施設マネジメントの強化などの視点を加味したうえで、優先順位を踏まえ予算に反映していくことが重要である。

したがって、令和4年度予算は、「新型コロナウイルス感染症が及ぼす社会経済情勢の動向に柔軟に対応し、感染症収束後も視野に入れ、安全で安心な区民生活を支えるとともに第二次実行計画の着実な推進を目指す予算」と位置づけ、①コロナ禍における事業の優先度を的確に見極めながら、効果的な財源配分を行うこと、②行政評価や直近の状況分析に基づく事務事業の見直しとデジタル技術等を活用した事業転換等を通じ、効果的・効率的な事業構築を図ること、を基本として編成する。

よって、予算の見積りにあたっては、下記の事項に留意のうえ、別に定める期日までに見積書を提出されたい。

この旨、命により通達する。

記

- 1 全ての事務事業について、新たな日常の観点から事業のあり方や実施体制などを検証し、その実績と成果を踏まえ、根本的に見直すこと。
また、経費の見積りにあたっては、行政評価を踏まえるとともに、決算や執行状況などを十分に分析し、的確に見積もること。
- 2 実行計画事業については、計画策定の趣旨を踏まえ、最小の経費で事業目標を達成するよう、適切な見積りを行うこと。
- 3 デジタル技術、公民連携等の活用による業務の効率化・省力化について十分に検討し、適切に対応すること。
- 4 区単独の事業補助金については、原則として、新たな創設は行わないこと。また、行政評価の状況を踏まえ、別に定める基準により適切な見積りを行うこと。
- 5 内部管理経費については、決算実績に基づき、徹底した削減に努めること。
- 6 新規・拡充事業については、事業の必要性を厳しく見極めるとともに、既定事業の見直しや過去の決算状況を分析し不用額の徹底的な精査を基本とし、財源の

有効活用に努めること。

また、新規事業については、期限を設定することとし、既定事業についても、目的やその効果を踏まえ事業の終期を明記すること。

7 施設整備等については、原則として、公共施設等総合管理計画及び中長期修繕計画に基づき、必要性、緊急性、優先度、経済性などの観点から十分な検討を行うとともに、良好な景観の形成や地球温暖化対策についても留意し、関係部課との調整を図った上で、所要の額を見積もること。

特に、工事費積算については、労務単価等の上昇を踏まえ、適正な見積りを行うとともに、手法や仕様の見直しなどの特段の精査を行うこと。

なお、施設建設費に併せて、完成後の維持管理経費を算定し、後年度負担が最も少なくなるよう考慮すること。

8 国及び都補助事業については、その予算編成の動向に留意し、確実な財源確保に努めるとともに、よりの確な経費を見積もること。

9 区出資の財団等については、団体の自主性と自立性を高め、収入の確保及び事業の効率化を図るなど経営努力をより一層促すとともに、外郭団体調書を活用し、事業計画を十分精査の上、補助及び委託の内容、方法等を見直し、所要の経費を見積もること。

10 施設の管理費については、指定管理料積算調書を活用し、引き続き施設管理契約の仕様等委託内容の見直しを行うとともに、指定管理者事業評価の結果を踏まえ、的確な管理運営費を見積もること。

11 省資源、省エネルギーについては、環境マネジメントシステムを確実に推進する上からも、その徹底を図り経費の削減に努めること。

12 情報システム関係経費については、区民サービスの向上及び事務事業の簡素効率化の観点から、その必要性、利用状況、費用対効果、安全性を十分検討し、適切な対応を図ること。

13 事務事業の見直しにより、定型的業務や専門的業務の委託等、民間活力の積極的な導入を進め、職員定数や経費を的確に見積もること。

14 受益者負担の適正化を含め、財源の的確な捕そくを行い、収入増加に努めること。

また、区税及び保険料等収入については、増収計画等に基づき引き続き徴収努

力を行い、収入の確保に努めること。

15 区財政を取り巻く環境は、依然として不透明であり予断を許さない状況にあることから、第二次実行計画の財源を支えるとともに、将来にわたり持続可能な財政を目指すため、別に定める「令和4年度予算編成手法について」に基づき、見積りを作成すること。

16 経費については、次に定めるところにより見積もること。

(1) 一次経費

ア 人件費、公債費 別に定める基準により、所要額を見積もること。

イ 指定管理料を計上する事業、外郭団体への補助金を計上する事業
指定管理料積算調書、外郭団体調書等を活用し、決算実績等を踏まえ、所要額を見積もること。

ウ その他の経費 一般財源充当目途額の範囲内で所要額を見積もること。

(2) 二次経費

ア 計画事業 計画事業内示額を上限として、所要額を見積もること。

イ 設備整備等 時期・必要性を厳しく見極め、的確に所要額を見積もること。

(3) 下記経費については、特に目的・必要性・規模等を厳しく精査した上で見積もること。

ア 事務管理経費

旅費（近接地内・近接地外・費用弁償）、需用費（消耗品費・印刷製本費・修繕費）、役務費（郵便料・電信料）、使用料及び賃借料、備品購入費

イ その他

報酬、時間外勤務手当、報償費（講師謝礼）、役務費（施設管理役務費・その他役務費）、委託料（施設管理委託料・その他委託料）、工事請負費（維持修繕工事費）